

横浜市子ども・子育て会議 第9回 保育・教育部会 第30期横浜市児童福祉審議会 第1回保育部会 合同会議

日時：平成26年12月2日(火)
午前9時～
場所：マツ・ムラホール

議事次第

1 開会

2 議事

- (1) 3類型の認定こども園の認定基準案について 【子ども・子育て会議】
- (2) 本市における認定こども園の方向性について 【子ども・子育て会議】

— 休憩 —

3 部会長・副部会長の選出 【児童福祉審議会】

4 家庭保育福祉員の認定について 【児童福祉審議会】

5 その他

6 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市児童福祉審議会条例
- 資料5 3類型の認定こども園の認定基準案について
- 資料6 本市における認定こども園の方向性について

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順（委員及び臨時委員ごと）】

＜横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
2	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	佐野 健一	
3	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
4	国学院大学人間科学部こども支援学科 教授	神長 美津子	臨時委員
5	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	亀澤 好子	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	菊池 朋子	臨時委員
7	青山学院女子短期大学こども学科 教授	岸井 慶子	臨時委員
8	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	長谷山 景子	臨時委員
10	東洋英和女学院大学 准教授	○山本 真実	臨時委員
11	子どもの未来サポートオフィス 代表	米田 佐知子	臨時委員

＜第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	国学院大学人間科学部こども支援学科 教授	神長 美津子	
2	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	亀澤 好子	
3	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	菊池 朋子	
4	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	佐野 健一	
5	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
6	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	長谷山 景子	
7	東京家政大学家政学部児童学科 教授	増田 まゆみ	
8	青山学院女子短期大学こども学科 教授	岸井 慶子	臨時委員
9	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
10	東洋英和女学院大学 准教授	山本 真実	臨時委員
11	子どもの未来サポートオフィス 代表	米田 佐知子	臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名	
部長	子育て支援部長	田中 博章	
	保育対策等担当部長	宮本 正彦	
課長	子育て支援課長	齋藤 真美奈	
	子育て支援課幼・保・小連携担当課長	原 南実子	
	保育運営課長	竹田 良雄	
	保育運営課 運営指導等担当課長	本間 睦	
	保育対策課長	渋谷 昭子	
	保育対策課担当課長	杉山 雅之	
	保育対策課担当課長	田中 礼子	
	保育所整備課長	松本 貴行	
	企画調整課長	吉川 直友	
	企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当課長	福島 誠也	
	企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当課長	青木 正博	
	係長	子育て支援課 子育て支援係長	高岡 昭人
		子育て支援課 担当係長	小澤 美奈子
子育て支援課 担当係長		北村 和之	
子育て支援課 幼児教育係長		馬淵 由香	
保育運営課 運営調整係長		鎌田 学	
保育運営課 運営指導係長		森兼 亜紀子	
保育運営課 認可外保育所担当係長		有泉 廣隆	
保育運営課 指導等担当係長		遠藤 和宏	
保育対策課 担当係長		安形 和倫	
保育対策課 担当係長		廣瀬 綾子	
保育対策課 担当係長		千葉 省一	
保育対策課 担当係長		澤田 亮仁	
保育所整備課 担当係長		松石 徹	
保育所整備課 整備等担当係長		朝倉 恭史	
保育所整備課 整備等担当係長		永松 弘至	
企画調整課 企画調整係長		柿沼 千尋	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長		許田 重治	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長		白井 正和	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長		渡辺 貴士	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長		原 弘岳	
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長	矢吹 貴		
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長	松本 瑞絵		

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成24年3月30日 こ企第339号（局長決裁）

（総則）

第1条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）、同法施行令（昭和23年3月政令第74号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

（臨時委員）

第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第8項(1)関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭保育福祉員の認定及び取消に関する事。 (第8項(2)関係) 2 その他、保育に関する事。
児童部会	1 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。 (第8項(3)関係) 2 児童の一時保護に関する事。 (第8項(4)関係) 3 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	障害児の福祉に関する事。
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項(5)(6)関係)

2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。

3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。

4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。

5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。

8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。

(1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱（昭和61年6月制定）第7条第1項及び第8条第2項に規定する事項

(2) 横浜市家庭保育福祉員制度実施要綱（昭和41年8月制定）第4条第2項及び第5条第2項に規定する事項

(3) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項

(4) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項

(5) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項

(6) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年7月政令第224号）第13条に規定する事項

- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長の専決事項）

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

（会議の傍聴手続等）

第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和31年11月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

認定こども園（3類型）の認定基準案について

1 趣旨

平成 27 年 4 月からの施行が予定されている子ども・子育て支援新制度において、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」）が改正されたことを受け、幼保連携型認定こども園の認可事務が神奈川県から本市に移譲されます。

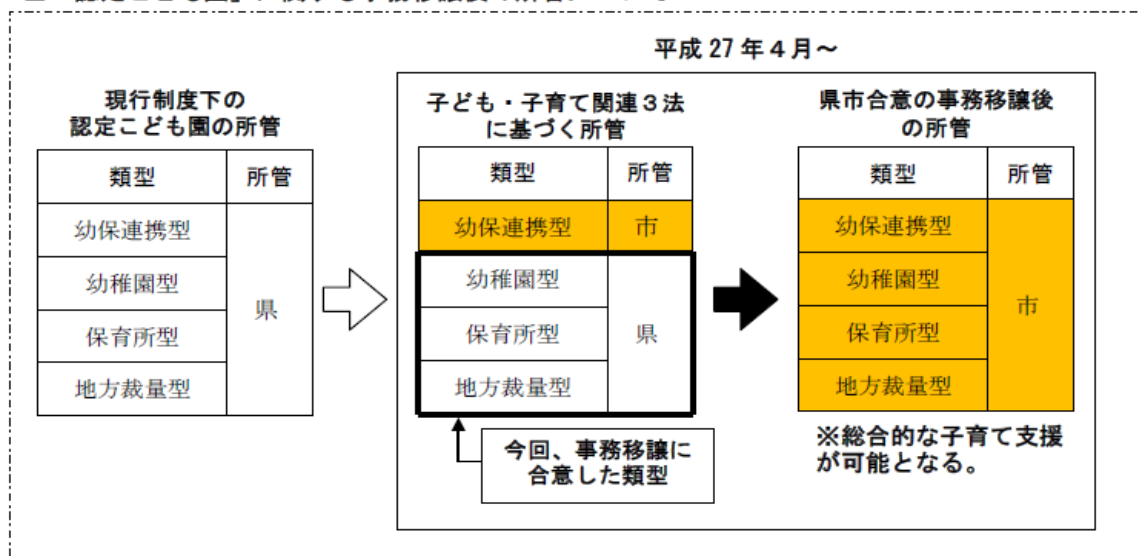
このことを踏まえ、幼保連携型以外の 3 類型（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定こども園の認定事務についても、神奈川県と協議を行ってきた結果、事務処理特例制度により本市に移譲されることになりました。

このたび本市で事務執行するにあたり、認定こども園（3 類型）の認定基準について検討し、条例として制定する準備を進めていきます。

2 権限移譲の概要と効果

(1) 概要

■「認定こども園」に関する事務移譲後の所管について



(2) 効果

- 子ども・子育て支援施策を総合的に企画立案することが可能になります。
- 認定こども園の類型によって異なる移行支援の相談窓口を一本化することで、幼稚園事業者の利便性が向上します。

3 幼保連携型認定こども園とその他3類型の認定こども園の比較（主なもの）

（9/4 国の地方自治体担当者向け新制度説明会資料から引用）

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校（幼稚園+保育所機能）	児童福祉施設（保育所+幼稚園機能）	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭（注1） （幼稚園教諭+保育士資格）	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対 する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務（満3歳以上は、外 部搬入可）	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務（満3歳以上は、外 部搬入可） ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務（満3歳以上は、外 部搬入可）	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務（満3歳以上は、外 部搬入可） ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

4 認定基準案について

・神奈川県が行う事務を特例により本市に移譲するものであることから、原則県の基準を元にすることとなります。本市独自基準を規定するにあたっては、県と協議が必要になります。

・先の子ども・子育て会議でも議論いただき制定した幼保連携型認定こども園の設備運営基準や本市認可保育所の基準を参考に、本市独自の認定基準を規定します。

【認定基準の基本的な考え方】

- ・基本的には県基準をもとに規定します。
- ・県基準をもとにしつつ、本市保育所基準や幼保連携型認定こども園の基準の方が上回る場合には、その基準を本市独自基準として規定します。



（本市独自の認定基準案）

- ・乳児室又はほふく室面積基準については、本市の認可保育所及び幼保連携型認定こども園の基準と同様、「乳児又は満2歳に満たない幼児1人あたり3.3平方メートル以上」と国や県よりも広い基準としたこと。
- ・乳児室又はほふく室面積基準については、さらに既存保育所が認定こども園の認定を受ける場合に、新たな基準の適用による定員減少を避けるために当分の間、経過措置（2.475平方メートル以上）を設けたこと。

5 主な基準解釈について

【設備】

項目	県基準	本市基準の考え方
建物及び附属設備の一体的設置	原則同一の又は隣接する敷地内にあること。	県基準と同じ。 本市幼保連携型の新設基準と同じ。
	ただし、幼稚園型における「連携施設」の認定を受ける場合で、次の基準に適合するときは、この限りでない。 ・子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 ・子どもの移動時の安全が確保されていること。	幼稚園型につき、同様の基準とする。 ※保育所型は「連携施設」の概念がないため、本項規定の対象外。
保育室等の面積	保育室又は遊戯室を設置。満2歳以上の子ども1人あたり1.98㎡以上。	県基準と同じ。 満2歳以上の保育室又は遊戯室の面積基準は、本市幼保連携型（新設・移行特例とも）と同じ。
	ただし、既存施設で幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合、満3歳以上の子どもに係る面積は、「建物面積」(※)基準を満たせばよい。 <u>(※)次項参照</u>	
	満2歳未満の子どもの保育を行うにあたって、乳児室を設ける場合は1人あたり1.65㎡以上。ほふく室を設ける場合は、1人あたり3.3㎡以上。	満2歳未満の子どもの保育を行うにあたって乳児室又はほふく室を設ける場合は、1人あたり3.3㎡以上。(本市独自基準。既述のとおり。)

建物面積	<p>学級数に応じた面積以上。</p> <p>ただし、既存施設で保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合、「保育室等の面積」(※)基準を満たせばよい。</p> <p>(※)前項参照</p> <p>【学級数に応じた面積】</p> <table border="1" data-bbox="491 689 920 801"> <tr> <td>1学級：180 m²</td> </tr> <tr> <td>2学級以上：320+100×(学級-2) m²</td> </tr> </table>	1学級：180 m ²	2学級以上：320+100×(学級-2) m ²	<p>県基準と同じ。</p> <p>本市幼保連携型（新設・移行特例とも）と同じ</p>
1学級：180 m ²				
2学級以上：320+100×(学級-2) m ²				
屋外遊戯場の面積	<p>ア 満2歳以上の子ども1人あたり3.3 m²以上。</p> <p>イ (満2歳の子ども1人あたり3.3 m²+満3歳以上は次表の面積)以上</p> <table border="1" data-bbox="491 1106 920 1218"> <tr> <td>2学級以下:330+30×(学級-1) m²</td> </tr> <tr> <td>3学級以上:400+80×(学級-3) m²</td> </tr> </table> <p>ただし、既存施設で保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合はアの基準、幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合はイの基準を満たせばよい。</p>	2学級以下:330+30×(学級-1) m ²	3学級以上:400+80×(学級-3) m ²	<p>県基準と同じ。</p> <p>本市幼保連携型基準（新設・移行特例とも）と同じ</p>
2学級以下:330+30×(学級-1) m ²				
3学級以上:400+80×(学級-3) m ²				
屋外遊戯場の設置	<p>建物等と同一の又は隣接する敷地内にあること。</p>	<p>県基準と同じ。</p> <p>本市幼保連携型の新設基準と同じ。</p>		

	<p>ただし、既存施設で保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合、次に掲げる基準に適合する場所を確保できるときはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用することができること ・利用時間を日常的に確保できること ・子どもに対する教育又は保育の適切な提供が可能であること ・所定の面積基準（満2歳以上の子ども1人当たり3.3㎡以上など）を満たしていること 	<p>保育所基準を満たせば適合。</p> <p>本市基準も、認可保育所基準と同様、「市長が特に認めた場合」（安全利用、日常的に確保など）に保育所付近の代わる場所を屋外遊戯場として認めることとする。</p>
調理室	<p>調理室は必置。</p> <p>ただし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。</p> <p>幼稚園型で20人未満の子どもに食事提供する場合、必要な調理設備を備えているときは、調理室を設けなくてよい。</p>	<p>県基準と同じ。</p> <p>本市幼保連携型の新設基準と同じ</p>

【運営・学級編制・職員】

項目	県基準	本市基準の考え方
学級編制	1学級あたり35人以下で学級編制各学級に学級担任を置く。	県基準と同じ。 本市幼保連携型基準と同じ

職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳未満の子どもの保育従事は、保育士登録を受けていること。 ・満3歳以上の子どもの教育保育従事は、幼稚園教諭又は保育士登録を受けていること。 <p>ただし、学級担任は原則幼稚園教諭、1日8時間保育従事は原則保育士登録</p>	<p>県基準と同じ。</p> <p>本市幼保連携型基準では、すべて「保育教諭」としている。</p>
職員配置基準	<p>満4歳以上 おおむね 30:1</p> <p>満3歳以上満4歳未満 おおむね 20:1</p> <p>満1歳以上満3歳未満 おおむね 6:1</p> <p>満1歳未満 おおむね 3:1</p>	<p>県基準と同じ。</p> <p>本市幼保連携型基準と同じ</p>
園長資格	<p>認定こども園長1人置く。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>学校教育法施行規則第20条、21条又は22条に規定する校長資格を有する者</p> <p>児童福祉事業に2年以上従事した者又は同等の能力を有すると認められた者</p>	<p>県基準と同じ。</p> <p>幼保連携型認定こども園（園長資格は教諭専修免許状又は一種免許状を有し、かつ保育士登録を受け、5年以上の実務経験を有する者）とは異なる。</p>

6 <参考>市民意見募集結果の概要

11月7日（金）から11月26日（水）まで募集した結果、29通36件のご意見をいただきました。基本的には認定基準案をご評価いただいた内容が多かった状況と認識していますが、すべてのご意見を検証し、今後の運営に活かしていきます。

項目	趣旨	件数
全般	乳幼児1人当たりの十分なスペースと、保育者が確保される基準が定められ、保育・教育環境がより充実したものになるよう期待します。	1

	認定基準が現状の横浜市認可保育所基準（設置基準、園庭、職員配置等）でなければ、移行したいと考えても難しいと思う。	1
	設備面積を広い基準とする点など市としての検討や体制が実際に確保されるとよいと思う。	1
	よりよい環境を作っていくための条例で良いと思う。 教育と保育両面からの援助は大切。具体的な対策や配慮を考えていくことが必要。	1
設備（乳児室又はほふく室の面積）	乳児室又はほふく室の面積については、乳児が1日過ごす場所でもあり、横浜市のお考えのとおり、できるだけ広い基準にされることを希望します。	3
	子どもの活動範囲は大人の思っている以上に広いので、ほふく室の広さは、市の案よりもっと広げてもよいかと思えます。	1
	乳児室又はほふく室の面積について、県の基準より厳しくするのか理解できない。待機児童対策に相反するのではないか。	2
	既存施設から認定を受ける場合の乳児室又はほふく室の経過措置について、「当分の間」とあるのは5年以内などと具体的な期限を設けることはできないか。	2
	乳児にとって広々と遊べる施設が望ましい。既存施設もゆくゆくは1人当たり3.3㎡以上になればよい。	3
	県基準と同様にできない理由を明確にしていきたい。	1
設備（屋外遊戯場）	子育てに必要な第一条件「園庭の確保」。これなくして豊かな心身の発達は望めない。重要な課題。	1
職員配置	現行の横浜市の保育所基準では1歳児クラス4:1、2歳児クラス5:1の職員配置で保育環境が充実しています。横浜の未来を作る子ども達の土台を作る大切な時期の環境保持の為、現行の横浜市の保育所職員配置基準を認定こども園に引き継がれることを望みます。	1
	職員配置に関する基準のうち満3歳以上4歳未満の20:1や4歳以上30:1の基準では十分に子どもを保育・教育できないのではないのでしょうか。	3

	神奈川県基準同様とのことであるが、子どもたちの成長発達、丁寧な保育、保育の質を考えると現状の横浜市保育所基準の職員配置を望む。	1
	3歳以上は35人以下で学級担当が1人置かれるのは、小学校とも似た環境になり、スムーズに小学校生活に入れるのでいいと思う。	1
子育て支援	転入転出の多い地域では相談相手が少ない保護者も多くいると思うので、保護者が利用しやすい子育て支援事業を認定こども園では増やして欲しい。横浜市は園の自主性を大事にしつつ、しっかりとしたサポートができる環境を整えて欲しい。	1
管理運営	入園選考は、公正で慎重に行ってほしい。	1

※その他認定基準以外のご意見 11件

本市における認定こども園の方向性について
 (認定こども園への移行を促進するための「市計画で定める数」について)

1 趣旨・目的

新制度では、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、事業計画において、量の見込みを超えて認定こども園の認可・認定ができるよう、「都道府県（または指定都市・中核市）計画で定める数」を記載することとされています。

本市においても、子ども・子育て会議保育・教育部会における認定こども園の方向性に関するこれまでの検討を踏まえつつ、「市計画で定める数」を設定するための検討を進めます。

2 保育・教育部会におけるこれまでの検討状況について（事業計画素案より抜粋）

(1) 認定こども園の推進に関する基本方針

○本市における預かり保育実施幼稚園から認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）への移行について、
 ・新制度において、幼稚園は原則として1号認定（教育時間のみ）の子どもが利用する施設であるため、
現在本市の預かり保育を実施している幼稚園が新制度上で取組を継続するには、幼稚園型認定こども園へ移行する必要がある。

また、あわせて、最終的には3歳未満児の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園を目指すという視点も重要である。

○また、待機児童対策が本市における重要課題となっていることから、これまで幼稚園から認定こども園への移行支援に先行して取り組んできたが、今後は、認定こども園の特長を踏まえ、保育所から認定こども園への移行支援についても検討する。

⇒こうしたことを踏まえ、本市における保育・教育資源の柱の一つとして、認定こども園を推進するとともに、最終型として幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とする。

(2) 本市における認定こども園の位置づけ（役割、担う機能のあり方）

○乳幼児期における連続性の確保や教育・保育ニーズへの柔軟な対応といった視点から、認定こども園は養育者の就労状況にとらわれない、子どもの育ちの場として、本市の教育・保育施策を長期的・安定的に推進するための柱の一つに位置付ける。

○小規模保育等との連携について、認定こども園は、経過措置が設けられる第一期事業計画期間中もモデル的に保育内容の支援、横浜保育室や小規模保育事業等の卒園児の優先的な受け入れ枠の設定を行うこととする。

○特に、幼保連携型認定こども園については、以下の方向性で進めることとする。

【保育が必要な低年齢児の受け入れ】

・現在、本市において需要が大きい3歳未満児の受け入れ枠の設定を促すこととする（設定が難しい場合は、3歳未満児の保育を実施する施設・事業との連携を義務付ける）。

3 検討にあたっての基本認識と視点、方向性

(1) 国の考え方(子ども・子育て支援法に基づく基本指針や量の見込みの算出等のための手引きにおけるポイント)

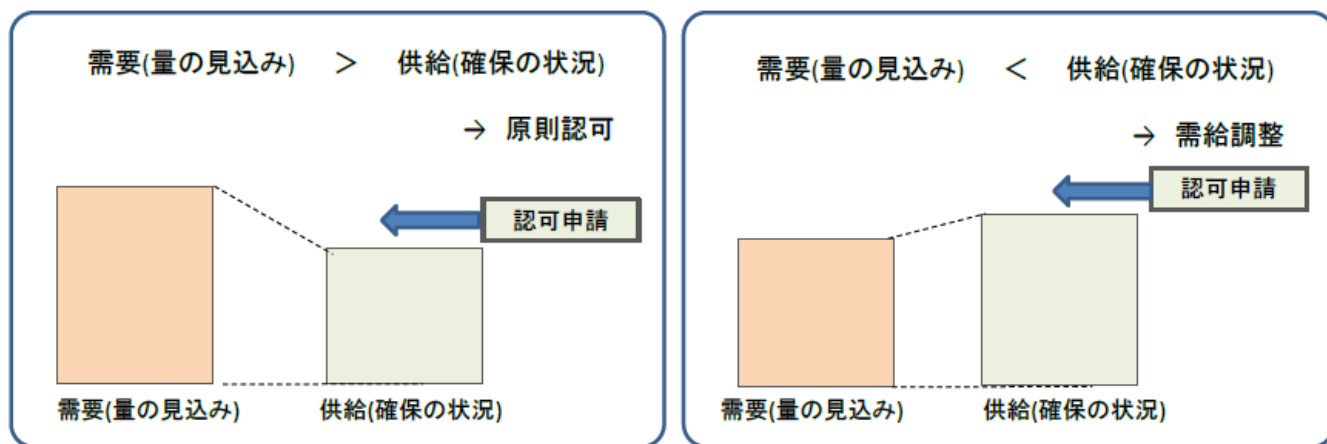
○新制度では、認定こども園・保育所について、

①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

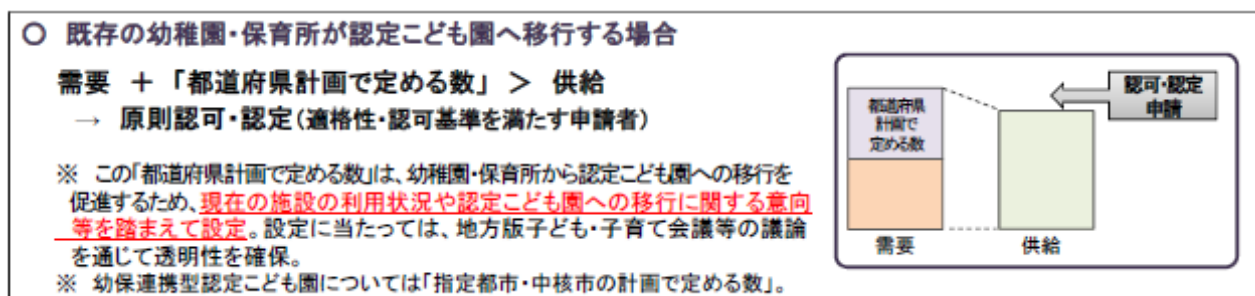
とされています。

<参考>計画に基づく需給調整の考え方(国資料より抜粋)



○幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合は、利用定員の総数(確保の状況)が、市町村計画において定める必要利用定員総数(量の見込み)に「市計画で定める数」を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとされています。

<参考>既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の認可・認定の考え方(国資料より抜粋)



※本市では、神奈川県から幼保連携型認定こども園以外の3種類の認定事務についても、27年4月から移譲を受ける予定のため、幼稚園型・保育所型についても「市計画で定める数」を設定することになります。

(2) 認定こども園において設定する利用定員と認定区分の関係

	1号認定	2号認定	3号認定
幼保連携型	※	○	※
幼稚園型	○	○	※
保育所型	○	○	※
地方裁量型	○	○	※

○：設定が必須 ※：設定しないことも可能

(3) 認定こども園への移行を希望する事業者の状況

事業者の意向や現在寄せられている相談の状況では、既存の園も含め、31年度時点で51園（幼保連携型33園、幼稚園型18園）が認定こども園を希望しています。また、保育所型への移行に関する相談も寄せられています。

（※移行にあたっては、認定こども園に関する基準を満たす必要があり、精査が必要なため、今後数字が変更になる可能性があります）

<来年度の認定こども園の見込み>

◎：幼保連携型 ○：幼稚園型

	H26（現状）	H27
鶴見		
神奈川	◎捜真幼稚園	◎捜真幼稚園
西		
中		
南	◎山王台幼稚園・風の子こども園	◎山王台幼稚園・風の子こども園
港南	◎関東学院のびのびのば園 ◎ムロノキッズ	◎関東学院のびのびのば園 ◎ムロノキッズ
保土ヶ谷		◎峰岡幼稚園
旭	◎やつはしキッズ	◎やつはしキッズ ◎二俣川幼稚園
磯子		
金沢	◎関東学院六浦こども園	◎関東学院六浦こども園
港北		
緑		
青葉	◎三陽幼稚園・三陽保育園	◎三陽幼稚園・三陽保育園
都筑	◎エクレス ◎ゆうゆうのもり幼保園 ◎やまゆりキッズほの穂	◎エクレス ◎ゆうゆうのもり幼保園
戸塚		◎南幼稚園
栄	◎中野どんぐり保育園 ◎いのやま	◎中野どんぐり保育園 ◎いのやま
泉	◎なかよしこどもセンター	○ぬくもりの森しんばしやよい台こども園
瀬谷	◎あづまの幼稚園・あづまのナーサリー ◎はらのこ	◎あづまの幼稚園・あづまのナーサリー ◎はらのこ ○ニツ橋愛隣幼稚園

合計園数

15

18

(4) 検討の視点と方向性

【論点①】幼稚園から認定こども園への移行について

ア 前提条件・検討の視点

- これまでの検討で、横浜市幼稚園預かり保育実施幼稚園（現在 166 園／281 園を認定。認定こども園を含む）を主な対象に、幼稚園型を 1 つのステップとして、最終的には幼保連携型認定こども園を目指す方向性としています。
- 預かり保育実施幼稚園のうち、国の「待機児童解消加速化プラン」による長時間預かり保育支援事業の補助対象（事業開始後 5 年以内に認定こども園への移行に向けて事業実施が条件）は計 77 園となっています。
※現行の認定こども園や 27 年度に認定こども園に移行する園のうち、補助対象の園を除くと、計 59 園／263 園（認定こども園を除く幼稚園数）となります。
- 上記 59 園以外にも、移行に関する相談が寄せられています。

イ 方向性について

- 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。

	方向性（案）	備考
移行対象の区域	全ての区域（全市）を対象とする。	
想定する移行園数	加速化プランの補助対象 59 園程度を基本とする。	認定こども園にかかる国の公定価格の先行きが不透明であり、今後園の移行希望が変動する可能性があることから、中間年（29 年度）で見直しを行うことを前提とする。

※「市計画で定める数」については、今回の議論を踏まえ、次回（12/22）検討を行います。

【論点②】保育所から認定こども園の移行について

ア 前提条件・検討の視点

- 一部の保育所から、具体的な相談が寄せられています。
- 株式会社立は幼保連携型が認められていません（保育所型は可能）。
- 保育所からの移行では、1 号枠を新たに設定する必要があります。一方、1 号認定に関する量の見込みが 31 年度に向けて減少する区域については、既に 1 号ニーズが充足しており、「市計画で定める数」を設定しない場合は、移行の申請があっても需給調整の対象になります。
- 全市的には、今後も保育ニーズが増加していく見込みのため、移行に伴う 2・3 号枠の減少については、慎重な対応が求められます。
- 鶴見区については、神奈川県が「平成 26 年度就園児人口増加地域」（私立幼稚園の新設も可能な地域）に指定しています。また、2 号、3 号枠についても非常にニーズが高い状況です。

※方向性及び「市計画で定める数」については、次回（12/22）検討を行います。

(参考)

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(2) 都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

(ア) 都道府県知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園

(以下(ア)において「幼保連携型認定こども園等」という。)への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)の利用定員の総数(法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数(当該年度に係る同項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

(イ) 都道府県知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園

(以下(イ)において「幼保連携型認定こども園等」という。)への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数(当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

■市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（抜粋）

I 「認定こども園の普及促進」の留意点

基本指針(案)において、「幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合は、都道府県計画（指定都市、中核市については市町村計画）において定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする」こととされている。

この「都道府県計画で定める数」（指定都市、中核市については「市町村計画で定める数」）については、基本指針(案)第三の四の3「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載することが望ましい。

（記載イメージ）

「〇〇区域において、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針(案)第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、〇人とする。」

「△△区域において、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針(案)第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、△人とする。」